

静岡市物流効率化等生産性向上支援事業補助金 Q&A

令和6年5月27日時点

	質問	回答
1 補助金全般について		
①	どのような補助金なのか。	本補助金は、市民の皆さんの生活、市内事業者の皆さんの事業活動を支える物流機能の維持を図るため、物価及び原油価格の高騰下において、2024年問題への対応を含め、物流事業の継続に向けて生産性向上に資する事業に取り組む貨物自動車運送事業者を支援することを目的に交付するものです。
2 補助対象者について		
①	どのような事業者が対象となるのか。	以下の全てを満たす貨物自動車運送事業者が対象となります。 ① 申請日において貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業の営業の実態があり、引き続き営業を継続する意思があること。 ② 営業に必要な許認可等を有していること。 ③ 静岡市内に営業所を有する中小企業等又は個人事業者等であること。
②	貨物自動車運送事業者の範囲は。	貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第7条の一般貨物自動車運送事業者、同法第22条の2の特定貨物自動車運送事業者及び同法第36条第1項の貨物軽自動車運送事業者となります。
③	中小企業等の定義は。	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者となり、運輸業の場合は「資本金額又は出資総額が3億円以下」又は「常時使用する従業員の数が300人以下」の会社となります。

3 補助対象事業、補助対象経費について		
①	対象事業①（輸送の効率化又は手荷役作業の軽減に資する資機材・システムの導入）について、具体的にどのような資機材・システムが対象となるのか。	ハンドリフター、ジョルダー、フォークリフト、車載用ステップ、デジタルタコグラフ、運行管理システムなどが考えられますが、これに限らず、輸送効率化又は手荷役作業軽減につながるものであれば対象になり得ます。判断がつかない場合は、産業政策課企画係（電話：354-2185）までお問い合わせください。
②	対象事業②（共同輸配送等の物流事業者間の協業等のための専門家への相談、資機材・システムの導入）について、具体的にどのようなものが対象となるのか。	共同輸配送等の複数の事業者による協業に向けた検討にあたってのコンサルタント等専門家に支払う謝金や委託料、具体的な協業に必要となる資機材や共通システムの導入に要する費用などが考えられますが、これに限らず、協業のための検討や事業実施に要する経費であれば対象になり得ます。判断がつかない場合は、産業政策課企画係（電話：354-2185）までお問い合わせください。
③	対象事業③（女性その他多様な人材の活躍の促進に資する施設・設備の整備、求人のための広報事業）について、具体的にどのようなものが対象となるのか。	女性専用更衣室やトイレ、託児所等の設置、求人広告の掲載などが考えられますが、これに限らず、女性その他多様な人材の活躍の促進に資する施設や設備の整備、そうした人材の求人のための広報につながるものであれば対象になり得ます。判断がつかない場合は、産業政策課企画係（電話：354-2185）までお問い合わせください。
④	対象事業④（脱炭素の推進又は燃料の使用量の軽減に資する資機材の購入）について、具体的にどのような資機材が対象となるのか。	環境タイヤ、アイドリングストップ支援機器などが考えられますが、これに限らず、脱炭素の推進又は燃料使用量の軽減につながるものであれば対象になり得ます。判断がつかない場合は、産業政策課企画係（電話：354-2185）までお問い合わせください。
⑤	対象事業④について、リトレッドタイヤ（再生タイヤ）は対象となるか。	対象となります。
⑥	運行管理システム等を導入する場合、導入に係る経費（イニシャルコスト）のほか、月額使用料等（ランニングコスト）も対象となるのか。	ランニングコストについては、補助事業実施期間中に要した経費のみ対象となります。したがって、例えば実施期間外も含めて年額で使用料等を支出している場合には、適宜月割り、日割り等（1円未満切り捨て）の計算をしていただくことになります。

4 申請手続について		
①	複数回に分けて申請することは可能か。	申請は1事業者につき1回限りとなりますので、実施を予定する全ての事業計画が整った段階で申請いただくようお願いします。
②	交付申請に必要となる「貨物自動車運送事業者であることが確認できる書類（許可書・免許状等）」を紛失してしまった。どうすればよいか。	貨物自動車運送事業の許可等を受けていることの証明願を中部運輸局静岡運輸支局に提出してください。詳しくは、静岡市ホームページの「貨物事業者運送事業者であることが確認できる書類（許可書・免許状等）を紛失した場合」をご覧ください。
③	補助金の交付決定後に、事業計画に変更が生じた場合、何か手続きが必要になるのか。	補助金の交付決定後に、交付申請時に予期せぬ事情等により事業計画に変更が生じた場合は、 <u>変更後の事業を実施する前に</u> 、産業政策課企画係（電話：354-2185）までお問い合わせください。
5 その他		
①	補助金実績報告の期限（令和7年1月31日（金））まで事業が実施できると考えてよいか。	実績報告期限は、計画事業の実施、納品、支払を完了した上で必要書類を作成し、提出していただく期日となります。その点を踏まえ、余裕を持ったスケジュールで実施してください。